

湯沢市自殺対策計画(第2次)について<概要版>

第1章 計画の基本的な考え方

<計画策定の背景>

平成 28 年 4 月に施行された改正自殺対策基本法では、自殺対策における地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に係る必要な支援を受けることができるよう、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本市においても、平成 31 年 3 月に「湯沢市自殺対策計画」を策定し、自殺を取り巻く課題把握、自殺対策に係る事業を「生きる支援事業」とし、関係機関と連携を図りながら取り組みを行ってきましたが、このたび計画期間が満了したことを受け「湯沢市自殺対策計画(第2次)」を策定し、より一層の充実を図るために計画を策定しました。

<計画策定の趣旨>

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、様々な社会的要因があることが知られており、その多くは防ぐことのできる社会的な問題といわれています。

本市では、市民一人ひとりがかげがえのない「いのち」の大切さを考え、人と地域の絆を強めていく中で、「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことで「誰も自殺に追い込まれることのない『生き心地の良い湯沢』の実現」を目指します。

<計画の位置づけ>

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に規定される計画となります。

また、第二次湯沢市総合振興計画、及びいきいき湯沢 21(第3次)を上位計画とし、「誰も自殺に追い込まれることのない『生き心地の良い湯沢』の実現」を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

<計画の期間>

計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

<計画の評価>

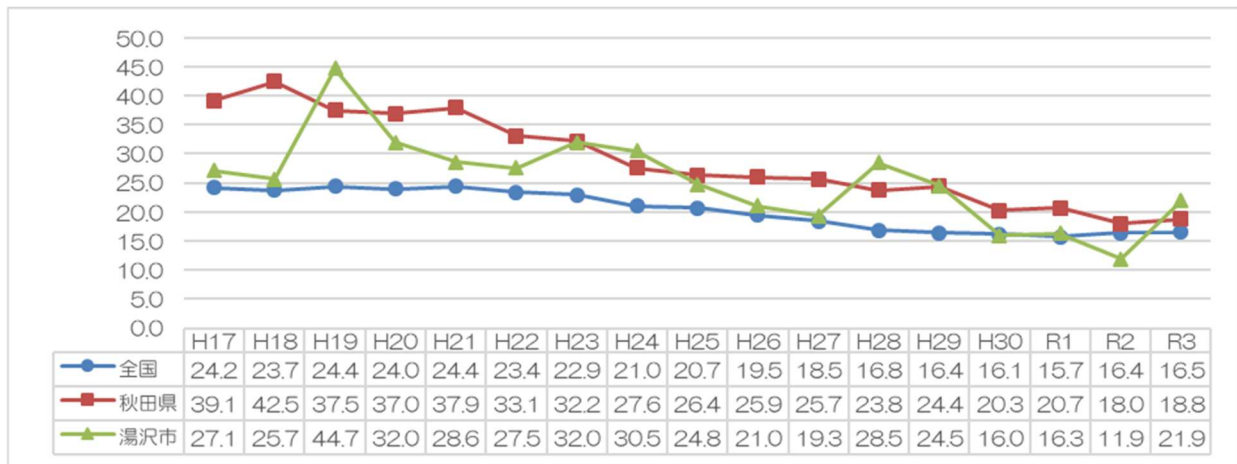
本計画で示す目標を達成するためには、市民、関係機関などの理解と協力を得ながら着実に各種施策の推進を図ることが重要であるため、できるだけ数値化した指標で目に見えるように工夫します。

また、目標の評価にあたっては、目標の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえた見直しを行います。

第2章 湯沢市における自殺の特徴

本市における人口10万人当たりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率（以下「自殺率」という）は、平成19年をピークに増減を繰り返し、平成30年、令和2年は全国を下回りましたが、令和3年には増加に転じております。

（単位：率）



第3章 計画の基本的な方向性

自殺対策を通じて最終的に目指すところは、「誰も自殺に追い込まれることのない『生き心地の良い湯沢』の実現」です。そうした社会の実現に向けて、対策を進める上での具体的な数値目標などを定めるとともに、それらの取り組みがどのような効果を上げているかなど、取り組みの成果と併せて検証を行っていく必要があります。

国は、自殺総合対策大綱における当面の目標として、「令和8年までに、自殺率を平成27年と比べて30%以上減少させる」ことを目標に掲げています。

これを踏まえて本市は、第2次湯沢市総合振興計画第3節の目標値との整合性を図り、自殺による死亡率、全国平均以下を目指します。

（現状値）

	湯沢市	秋田県	全国
令和3年(10万人対)	21.9	18.8	16.5

第4章 命を支える自殺対策における取り組み

◇湯沢市自殺対策計画の関連事業

【基本施策】

【重点施策】

1	地域におけるネットワークの強化	1	高齢者対策
2	自殺対策を支える人材育成の強化	2	生活困窮者対策
3	住民への啓発と周知	3	子ども・若者対策
4	生きることの促進要因への支援	4	勤務・経営対策
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	5	女性対策

